2026年11月6日

各　位

会 社 名　ビジネスコーチ株式会社
代表者名　代表取締役社長　細川　馨
（コード：9562　東証グロース市場）
問合せ先　取締役CFO兼経営管理本部長　吉田　信輔
（TEL．03－3528－8022）

第７回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月６日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり第７回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、各取締役に対する本新株予約権の割当に関する個別の審議については、当該割当の対象となる取締役はそれぞれ特別利害関係人に該当するため、当該審議及び決議には参加しておりません。

Ⅰ．新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、当社普通株式の終値の１ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額の50%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであります。これにより、付与対象者である当社取締役が当社株価の下落に対して一定の責任を負い、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大に対する意欲を一層高めるスキームとなっております。

行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の50%（254円）を下回った場合と設定した理由は、当社の過去の株価推移を客観的に勘案したことによります。当社の過去1年間における株価推移（安値481円～高値920円）および2022年10月の上場来における最安値（481円）に照らしても、行使価額（508円と仮定した場合）の50%に相当する254円（1ヶ月間平均値）という水準は、過去の市場取引において一度も記録したことのない最安値を大幅に下回る水準であります。
この水準は、通常の一時的な市況悪化や株式市場全体の需給変動のみによって到達する可能性は極めて低く、当社の業績や事業基盤、中長期的な企業価値が構造的かつ著しく毀損した場合にのみ発動する蓋然性の高い水準となります。これにより、一時的な市場低迷による不測のペナルティ発動を排除しつつ、当社取締役に対して「上場来最安値を割り込むような深刻な企業価値毀損を招いた場合には、自己資金による強制株式引受（株主価値毀損に伴う損失負担）の責任を負う」という強い規律とプレッシャーを意識させ、中長期的な業績拡大および株価向上へ確実にコミットさせるための実効的な水準として判断・設定いたしました。

また、本新株予約権には、行使時に当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する在籍条件を付しておりません。在籍条項を設けない場合、退任・退職した取締役が権利行使期間中に本新株予約権を行使できる可能性が生じますが、当社取締役会において以下の2点からその合理性を慎重に検討いたしました。

第１に、本新株予約権は無償のストック・オプション（継続的な役務提供に対する対価・報酬）ではなく、各取締役が自らの資金を拠出し、第三者算定機関が算定した公正評価額に基づき有償で引き受ける「有償新株予約権（個別の投資判断に基づく金融商品）」としての性格を有している点であります。有償取得である以上、事後的な退任等を理由として一方的に権利を喪失・没収させる

ことは、取得対価を拠出した権利者に対する財産権の保護および投資条件の観点から合理的ではないと判断いたしました。

第２に、在籍条件を設けない最大の意図は、株価下落による行使義務が発動した場合に、付与対象者が退任・退職を理由として株価下落の責任（株式引受に伴う金銭的負担およびキャピタルロス）を免れることを防止し、在任中のみならず退任後も長期にわたり企業価値維持に対する責任から逃れられない設計とする点にあります。

なお、在籍条項は設けていないものの、退任後のモラルハザードや既存株主の皆様の利益毀損を防止するため、在任中に重大な法令・社内規則違反、背信行為、または当社グループに損害をもたらして退任・解任された場合等には、直ちに権利行使資格を喪失する失権条項を割当契約において厳格に定めております。これにより、企業価値向上に貢献しない、あるいは毀損させた退任者が不当に権利行使を行うリスクを排除し、ガバナンス上の合理性を確保しております。

また、本新株予約権について、発行要項又は本新株予約権の割当契約において、以下の点を特に定めております。

・割当者は、組織再編・M&A 又は新たなインセンティブ制度への切替え等の場合を除き、当社の承諾を得ることなく本新株予約権の全部又は一部を放棄することができない。
・発行要項５．に定める内容を除いて、当社は本新株予約権を取得することはできない。
・割当者が、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のいずれの地位も保有しなくなった場合であっても、行使義務（当該地位を保有しなくなった後に行使義務の発動事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、割当先は本新株予約権を行使しなければならない。
・なお、以下のいずれかに該当する場合には、行使期間中であっても、割当先は直ちに本新株予約権を行使する権利を喪失する。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられた場合
（２）当社又は当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社若しくは当社関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
（３）当社または当社関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
（４）死亡した場合

以上のとおり、本新株予約権は、当社取締役と既存株主の皆様との株価変動リスクの共有を図り、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであることから、その発行は既存株主の皆様の利益に貢献するものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的な範囲であると考えております。

なお、第７回新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は最大で 233,400 株となり、これは 2026 年 11 月１日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）の 4,244,277 株に対し約 5.5%となります。また、同日付の「第６回新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社の従業員に対し、84,800 株を目的とする新株予約権（以下「第６回新株予約権」といいます。）を発行することを決議しており、第６回新株予約権及び第７回新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は最大で 318,200 株となり、これは 2026 年 11 月１日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対し約 7.5%となります。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

第７回新株予約権発行要項

１．新株予約権の数
2,334 個
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 233,400 株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権１個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（483 円）、権利行使価額（508 円）（前提となる株価（483 円）に 105％を乗じた額と仮定）、ボラティリティ（44.12％）、行使期間（10 年）、配当利回り（3.45％）、無リスク利子率（2.838％）、権利確定条件（なし。勤務条件も設定されないため、退職後も権利は失効しない）、強制行使条件等）の下、一般的なオプション価格算定モデルである

モンテカルロ・シミュレーションによって算出している。当社取締役会は、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 100 円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定したものである。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日前営業日である 2026 年 11 月５日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に 105％を乗じた金額（小数点以下は切上げ、以下同様。）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026 年 11 月 27 日から 2036 年 11 月 26 日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の平均値が一度でも行使価額に

50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

2026 年 11 月 27 日

５．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年11月27日

９．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役　　３名　　2,334個

以上